指定難病・小児慢性特定疾病 指定医療機関の記載が変更になります

令和4年10月1日から、大分県が発行する医療受給者証には、「個別の 指定医療機関の名称」ではなく、**「各都道府県または政令指定都市が指 定した指定医療機関」**と記載します。

そのため、指定医療機関を新たに利用する場合、保健所への変更届が不要になり、指定医療機関であれば、受給者証を使用できるようになります。

2022年9月30日まで

(旧) 受給者証

指定医療機関	病∙診	A病院	所在地
	薬局	B薬局	所在地
	薬局	C薬局	所在地



* 新たな医療機関を 利用する には保健所での変更手続き が必要でした。

2022年10月1日から

新

受給者証

指定医療機

関

各都道府県または政令指定都 市が指定した指定医療機関

* 小児慢性特定疾病は、「各都道府県、政令 指定都市または中核市が指定した指定医療機 関」となります。



- * 指定医療機関であれば手続きなく、利用可能!
- * 個別の医療機関の名称が 記載されていても、10月1日 以降は利用可能です。

ただし、受給者証を使用できるのは、**指定難病、小児慢性特定疾病それぞれの指定医療機関 の指定を受けている医療機関のみ**です。指定医療機関に指定されているかは、大分県ホームページをご確認していただくか、該当医療機関や下記またはお住まいの地域の保健所へお問い合わせください。





大分県 指定難病 指定医療機関

小児慢性特定疾病指定医療機関



大分県 小児慢性 指定医療機関





お問い合わせ:大分県福祉保健部健康づくり支援課 指定難病(TEL 097-506-2804、2674、2677) 小児慢性特定疾病(TEL 097-506-2673、2676)